

批判的安全保障とケア

—— フェミニズム理論は「安全保障」を語れるのか？

岡野八代
(同志社大学)

本稿では、フェミニズム理論のなかでも、主流の正義論などが想定してきた個人、社会、世界の在り方に異を唱え、相互依存的で具体的な個人間の関係性に着目し、新しい社会構造を提案してきたケアの倫理が、いかに安全保障を論じてきたのかを考察する。

20世紀後半以降、批判理論や構築主義の影響をうけた批判的安全保障研究を概観すれば、その誕生の当時より、フェミニズム理論と批判的安全保障研究との親和性が見受けられ、現在、批判的安全保障研究において、フェミニズム理論を欠かすことのできない理論的支柱の一つとさえなっているといっても過言ではない。

本稿の目的は、この親和性の在り方を分節化し、いかにケアの倫理が戦争と対峙してきたかを論じることによって、フェミニズム理論のもつ安全保障論の可能性とその重要性を明らかにすることである。

キーワード

フェミニズム、ケアの倫理、安全保障、批判的安全保障研究、相互依存的な個人

はじめに——フェミニズムは安全保障を語ってこなかったのか？

多様に進化／深化したフェミニズム理論の特徴を、それでもなお、一言で言い表そうとするなら、やはり“The personal is political”といった、第二波フェミニズムの解放運動から生まれた、彼女たちの標語に立ち返らざるを得ない。だが、この標語に現れるフェミニズム理論の特徴は、ともすれば、既存の政治学からフェミニズム理論

を遠ざけてきてしまってきたとってよい。とりわけ、21世紀に入り、急速に高まる〈安全保障化 (securitization)〉の波のなかで国家安全保障が論じられる場合、フェミニスト理論家たちが目を向けてきた諸課題は、“国家の安全保障”という高度に専門化され、一部の専門家たちの手にその知が独占され、往々にして機密化されてきた議

論においては、議論対象、扱う領域、問題関心、そもそも論じる主体さえも異なる課題であるかのように扱われてきた。

しかしながら、20世紀後半以降、批判理論や構築主義の影響をうけた批判的安全保障研究を概観すれば、その誕生の当時より、フェミニズム理論と批判的安全保障研究との親和性が見受けられ、現在、批判的安全保障研究において、フェミニズム理論は欠かすことのできない理論的支柱の一つとさえなっている。

そこで本稿では、フェミニズム理論のなかでも、とりわけケアの倫理を論じるフェミニストの議論に着目することによって、フェミニズム理論と批判的安全保障研究との親和性の在処を分節化することを試みる。そのなかから、フェミニズム理論のもつ安全保障論の可能性と重要性が浮かび上がってくるはずだからだ。

なぜ多様なフェミニズム理論のなかからケアの倫理に着目するかについては、本論第二章で論じるが、ここではまず、80年代の国際関係論とフェミニズムとの関係を論じた古典の一冊『国際関係論とジェンダー』の冒頭、アン・ティクナー(Ann Tickner)が、なぜ国家安全保障の領域には女性が存在しないのかと問うた一節をみよう。

なるほど一九七〇年代には、大学院に入って国際関係を専攻する女性の数は着実に増加していて、私の孤立感は多少解消した。しかしこの分野の女性の教員や研究者たちは、もっぱら国際政治経済学や開発学、国際関係理論の分

野に集中していた。なぜこの分野の最も核となる国家安全保障や国際安全保障の領域に、女性がほとんどいないのだろうか(Tickner 1992: x = 2005: v-vi) 強調は引用者。

すでに刊行後四半世紀を経た現在においても、「国家」安全保障を論じるフェミニスト研究者の数は少ない。実際、人間の安全保障に関するフェミニストたちによる議論は増加傾向にあるものの(cf. Robinson 2011; Truong, Wieringa and Chhachhi 2006)、国家安全保障論そのものとなると、ほぼ存在していないといつてよいだろう。

しかしながら、フェミニストたちは、80年代以降活発に、国家安全保障に密接に関わる、あるいは、その内実とついでいってよい戦争と平和、軍隊と暴力といったテーマでは、むしろ積極的に議論を展開し、新しい理論を生み出してきた(cf. Enloe 1983; Reardon 1985)。ただ、そうした彼女たちの議論は、国家安全保障に関わる議論としては認識されなかったし、フェミニストたちの議論は、国家安全保障が論じられる場で考慮されることもなかった。フェミニストによる戦争論・平和論と、国際関係論における主流の——ネオ・リアリストたちによる——安全保障論とのこの乖離については、アニック・ウィベン(Annick Wibben)がつぎのように分析している。

第一に、彼女たちの議論は、そもそも「安全保障／戦略」研究として、枠づけられてこなかった。また、フェミニストたちは、国家安全保障が論じられ

る公式の場に対して批判的であったため、国家安全保障が通常論じられる場へと自ら歩み寄らなかった¹。そして、なによりも、安全保障研究者たちは、女性たちの運動のなかから生まれてきた「戦争」や「(性)暴力」をめぐる議論に目を向けてこなかった (Wibben 2011: 7)。

すなわち、フェミニズム理論と国家安全保障論とのある意味での乖離は、両者に内在する認識論、世界観にかかわる重要な違いに由来しているといえる。実際ティクナーがすでに論じていたように、国際関係論にフェミニズム理論の知見からアプローチすることとは、「伝統的国際関係論に一人でも多くの女性を引き入れるためにどうすべきなのかといった戦略を議論することではない。むしろ、ティクナーは「国際関係論が依拠する男性的土台と思われるものを照射し、先に提示した一連の疑問に対する解答を模索」することが重要であると論じる (Tickner 1992: xi, 2005: viii)。すなわち、男性中心的で、女性たちの経験を周縁化してきた国際政治を支えているのはなにか、男性の経験を特別視する国際関係論の枠組みがなにを不可視化しているのかと問い、国際関係論という知を形作っている境界線そのものに疑念を呈することが、フェミニストたちの国際関係論へのアプローチ

なのだ。

おそらく、既存のアカデミズムに対するフェミニスト理論による批判に共通するといつてよい、こうした学問体系そのものに向けられる批判が、安全保障研究という分野において、どのような意味をもつのか。この問いに応えるために本論は、以下のように論じられる。

第一章において、批判的安全保障論とフェミニズム理論の親和性を明らかにし、両者はともに、安全保障概念そのものに異議を唱えていることを確認する。その異議申し立ては、暴力装置である国家に独占されたかのような安全保障概念を、むしろ暴力を向けられる、〈傷つきやすい人々〉^{ヴァルネラブル} にとっての安全を真摯に考える契機となっている。第二章では、安全保障概念そのものへの異議を唱えるフェミニズム理論のなかでも、なぜケアの倫理に着目するフェミニストたちの議論を取り上げるかを、人間の相互依存性と〈傷つきやすさ (vulnerability)〉という鍵概念に注目しながら説明する。そのことによって、既存の安全保障研究がむしろ不可視化してしまったかのような、人間存在の現実が明らかとなるだろう。

以上のように、親密な関係性にこそ相応しいとされてきたケアの倫理が安全保障概念の根本的見直しを迫っていることを確認した後、第三章では、ケアの倫理の立場か

1 とはいえ、フェミニストたちの平和運動のなかでは、軍事戦略がいかなる用語で、どのような前提の下に語られているのかをじっさいに経験し分析しようとする試みは、なされてきた。その一例として、(Cohn 1987) をみよ。キャロル・コーン (Carol Cohn) は、市民向けの防衛専門家たちによる核戦略ワークショップに参加した際の経験を論じ、いかにかれらが使用する軍事用語が生々しい現実からかけ離れた、抽象的で婉曲的なものであるかを明らかにしている。

ら安全保障と戦争を論じてきた理論家のなかでも、国際関係に対してケアの倫理が果たす役割を 80 年代から論じてきたヴァージニア・ヘルド (Virginia Held) とセイラ・ルディック (Sara Ruddick) に注目する。彼女たちの議論を吟味するなかで、現在支配的な認識枠組み人間観と、それらを強く規定するジェンダー規範こそが暴力による国家安全保障体制を支えていることを明らかにし、今後の安全保障をめぐる議論の可能性を示す。

I. 批判的安全保障論とフェミニズム理論

フェミニストたちがいわゆる主流の安全保障研究の枠組みで、安全保障を語ってこなかったその意味を考える際、フェミニズム理論と 80 年代以降台頭してきた批判的安全保障論との親和性に触れることは、重要である。両者はまさに、なにか〈安全保障〉研究を支えているのか、その根源を問うているからである。

第一次世界大戦以降、すなわち人類史上最初の総力戦争のその端緒から、実際に女性たちが戦争について語ってきたかについて、再度ティクナーから引用したい。

女性たちが安全保障について語ったり書いたりすると、それはしばしば、経験不足で、現実的ではないと退けられてしまう。その典型例が、今世紀はじめに、より安全な世界秩序について語ったアメリカやヨーロッパの女性たちの場合だ。第一次世界大戦中、ハーグで開催された世界女性会議で、ジェーン・アダムズは、第一次世界大戦の勃発やその戦争での大量破壊の原因となっている自己破壊的ナショナリズムに取って代わる新しい国際主義の必要性について語った。[……] 1985 年、カナダのハリファックスで開催された国際女性平和会議に世界中から女性たちが参加した。参加者は、彼女たちの生存を脅かす最も直接的な脅威はなにかという視点から、安全保障をさまざまな形で定義した。[……] しかし会議のすべての参加者は、他者の危機の上に築かれた安全保障が、まったく無意味だという点で同意した (Tickner 1992: 54-5, 2003: 64-5) 強調は引用者。

ここから窺えるのは、たとえば合衆国の場合、ジェーン・アダムズ (Jane Addams) が提唱した国際的な平和運動以来²、女性た

2 第一次世界大戦期におけるアダムズの国際的な平和運動と国際政治への関わりについては、(高村 1999; Elshtain 2009) 参照。アダムズは、いったんは合衆国の第一次世界大戦参入には反対しつつも、合衆国の勝利による国際平和の実現を求め、最終的には参戦に賛成した。さらに、戦時において彼女の提唱した食糧増産計画も、戦時の合衆国を後方から支えた結果となったこともあり、長らくは、合衆国で主流であった母性主義的な女性活動家として認識されてきた。彼女の活動に、闘う男性を後方から支える平和な女性といった、戦争国家を支えるジェンダー規範を見出すことも可能であろう。しかしながら、近年、一方でシカゴの貧困問題、移民問題に取り組みながら、他方で国際的な女性たちの平和運動の組織化と、全国的な女性参政権運動に取り組んだアダムズ思想と実践を、ケアの倫理からその意義を新たに解釈しようとする試みもまた、存在している (Hamington 2004)。

ちは、構造的暴力や貧困を引き起こす国際的な格差問題に注目し、国際政治におけるアクターを再定義し、とくに実際に「生存を脅かす脅威はなにか」と問うことで、その実際の脅威を覆い隠してしまうような〈安全保障化〉が行われているのではないかと批判する、構築主義やポスト構造主義的な知を育んできた。こうした彼女たちの関心は、今日的な安全保障論の先駆けであったにもかかわらず、ウィベンがすでに論じたように、彼女たちの視点は安全保障には貢献しないとして、その多くの論点は無視され続けてきた (Wibben 2011: 7)。

しかしながら、女性たちの経験から生まれた、既存の国家安全保障論への異議申し立てと、批判的安全保障研究 (Critical Security Studies 以下 CSS) との親和性は興味深い。政治学のほかの分野と比較しても、ひととき批判的安全保障研究におけるフェミニズムの中心的な位置づけは顕著であるからだ。

批判的安全保障研究とフェミニズム理論は、いかなる点で共鳴しあっているのだろうか。その親和性について考察するために、簡単に批判的安全保障研究の概略をみてみよう。

安全保障概念が政治学の中心的な概念になったのは、トマス・ホブズ (Thomas Hobbs) が政治学の目的は安全保障だと宣言したように、近代主権国家成立に遡ることができよう。しかし、トマス・ホブズの意図は、内戦状態を克服し、国内の平和と安全を確保することにあり、現在のように戦争を主なイシューとする国際安全保障研究が専門領域として登場するのは、1940

年代に入って、合衆国とソ連の二大大国の緊張が高まり、核戦争の緊張が高まりつつあった時代である (Buzan and Hansen 2009: 66-100)。したがって、合衆国では、政府による〈戦略〉研究として発展し、現在でも、〈脅威と軍事力の使用と統制に関する研究〉という伝統的なアプローチが中心的である。

他方で、現にある問題を所与として、その解決を目的とする伝統的な安全保障研究、すなわち、戦争こそが国際関係の現実だとする研究に対して、以下のような批判が登場する。「(1) 国家、(2) 国際システムの「無政府」状態 [……]、(3) 国際システムの本来の特徴としての国家間戦争」という、国際関係を論じる際の前提こそが考察の対象となるべきである、と (Peoples and Vaughan-Williams 2015: 32)。そして冷戦以後、伝統的な安全保障研究に対して、次のような指摘がなされるようになる。第一に、従来の分析枠組みでは捉えられない新しい戦争が登場したために、現実を捉えることができない。第二に、国家中心主義は現状維持の正当化に他ならないし、先進国以外に目をやれば、国家こそが国民の安全の最大の脅威となっているという現実を隠蔽している。そして第三に、実際、グローバルな資本制の下での国家システムこそが、貧困・不安・暴力の最大の要因である。

70年代の新しい社会運動、80年代緊張緩和と冷戦終結、そして90年代以後の国際関係の変化とともに (C.A.S.E. 2006: 446)、上記の国際関係における三つの前提に多くの疑問が投げかけられる。その批判は、〈安全保障の目的は、主権国家ではなく、個人で

ある)と集約できるのであろう (Krause and Williams 1997: 43)。同時に、人文・社会科学におけるフランクフルト学派ら批判理論の影響、社会の現実だけでなくわたしたち自身もまた社会的、言説的に構築されているという構築主義やポスト構造主義の影響などから、〈安全保障〉〈主権〉〈国家〉、そして〈個人〉といった鍵概念に対する批判的見直しが始まった。

安全保障は、そこにいる敵を殲滅して得られる、静態的で固体化されたモノではなく、政治的・社会的に構築されるものだとすれば、むしろ、ある課題を“安全保障問題”と名づける“言語行為”つまり、〈安全保障化 (securitization)〉として捉えられるべきである。安全保障化という分析枠組みによって、「通常の日々の政治の領域から切り離し、極端な手段が求められ、正当化される『存在に対する危機』として、安全保障問題が創り上げられる」プロセスが鮮明となるからだ (C.A.S.E. 2006: 453)。

通常政治と非常事態における政治、この二元論が、言説分析によって脱構築されることによって、そして、国家ではなく個人こそが安全保障の対象であるならば、人びとがなにを不安 (insecurity) に感じているのか、あるいは、直接的にどのような侵害、搾取、暴力にあっているかに考察対象が向かうのは当然である。ここでは、“解放志向”アプローチの嚆矢となるケン・ブース (Ken Booth) の言葉を引用しよう。

「安全保障」は、脅威の不在を意味する。解放とは、人びと (個人であり、集団でもある) を、物理的、人間的な

制約から解放することである。これらの制約は、かれら・彼女たちが自由に選択できたであろう事柄を遂行できなくさせている。戦争と戦争の脅威は、こうした制約の一つではあるが、貧困、教育の貧困、政治的抑圧などもそうである。安全保障と解放は、同じコインの両面である。権力や秩序ではなく、解放こそが真の安全を生み出す。解放は、理論的には、安全なのである (Booth 1991: 319. Cited at Peoples and Vaughan-Williams 2015: 36)。

ブースによる〈解放〉としての安全保障は、資本制下の国民国家システムの下での植民地主義、構造的暴力、世界観、人間観、そして〈わたしたち〉と〈他者〉といった境界などを、安全保障研究の課題の一つとして問い返す道を拓いた。それはまた、軍事専門家らとの共同の戦略研究として始まった安全保障研究を、わたしたちの日常の政治性へとつなぐ回路ともなったのである。

わたしたちの生を実際に脅かしているものはなにか、国家主義を支える既存の知こそが、わたしたちの不安の在処を覆い隠しているのではないか。こうした二つの問いは、批判的安全保障研究とフェミニズム理論に貫かれている。すなわち、既存の知の認識の転換を迫る 60 年代後半の第二波フェミニズム運動、つまり男性中心主義的な社会 (世界) システムからの〈解放〉を唱えた運動から生まれたフェミニズム理論と、解放志向、そして社会・政治言説による主体・客体の構築といった認識枠組みにおいて、批判的安全保障研究は、強く共鳴

しあっている³。

II. ケアの倫理と安全保障

既にみてきたように、批判的安全保障研究は、伝統的アプローチを次のように批判した。それは、ある特定の事象——武力紛争・戦争——のみを安全保障の対象とし、実際の不安から人びとを〈解放〉したり、世界で最も脆弱な生へと一定の人びとを位置づけてしまう社会を変革したりすることを二の次としてきた、先進国の権力者たちの現状を正当化する機能を果たしてきたのではないかと。

以上の批判は、現実が言説と権力によって作り出され、翻って、そのなかで生きるわたしたちの意識もまた、社会的に構築されているというポスト構造主義の認識論を背景にしている。ここに、批判的安全保障研究にとって、フェミニズム理論が欠かせない一つのアプローチであることが明らかになる。

実際、先述のブースも「安全保障と自己」という画期的な論考において、批判的安全保障研究の出発点を次のように論じている。

個人的な経験は、つねにフェミニストによる理論化の明白な特徴である。自分自身の生の意味を問うことは、他者

の生の意味を問う一つの方法とみなされてきた。個人的なこと、政治的なこと、そして国際的なことは、継ぎ目のない織物である (Booth 1997: 83)。

ティクナーを引用しながら、さらに敷衍するならば、実践知、すなわち「ひとびとの日々の生活実践から生まれてきた知」(Tickner 2004: 45)を紡ごうとしてきたフェミニズム理論の特徴こそが、フェミニスト国際関係論の基礎である。したがって、フェミニスト理論家たちは、戦時、そして戦時でなくとも戦争に備えた国家体制や戦後が、ひとびとの日常生活だけでなく、〈女らしさ〉や〈男らしさ〉などの個々人のアイデンティティにいかなる影響を与えているか／きたかに焦点を当ててきた。そこで得られた知は、日本であれば沖縄米軍基地や旧日本軍性奴隷制がもたらした加害とその影響の重篤さを訴える運動や研究、その他の軍事基地が存在することによって晒される性暴力を告発する実践に現れているように、「戦争は、女性、子どもそして、典型的に『傷つきやすい (vulnerable)』』と思われてきたその他のものたちを守るために闘われているという神話に、異議申し立てをしてきた」(ibid)。

公的な議論からは遠ざけられてきた「個人的なこと」をいかに捉えるのかといった

3 ティクナーが指摘しているように、たしかに、伝統的な、(ネオ)現実主義を主流とする国際理論とフェミニズム理論のあいだには乖離が存在する。しかし、両者の知を架橋する困難は、それらが扱う主題の相違から生まれるというよりむしろ、認識論上の相違からも生じている。したがって、ティクナーもまた、「規範的でかつ、しばしば解放志向の」フェミニズム理論は、単一で同質的な国家間の関係を扱うとする主流の国際理論に対する批判として登場した批判的安全保障研究と、認識論上の親和性が存在すると論じる (Tickner 2004)。

問題にこそ、安全保障概念の現在の限界と、そしてその概念を刷新する可能性があることを考えるために、以下では、第二波フェミニズム理論の主張である「個人的なことは、政治的である」を理論的に体現する、一つの潮流としての「ケアの倫理」研究が、安全保障をいかに語ってきたかを考察する。紙幅の関係上、「ケアの倫理」とはどのような倫理なのか、既存の道徳論や正義論に対してどのような批判をしてきたのかについては、詳細に論じることはしないが、簡単にその人間観、世界観、そしてその社会構想について、〈傷つきやすさ〉と〈相互依存〉を鍵概念としながら確認しておこう。これらの概念に注目することで、安全保障研究にケアの倫理がいかなる転換を迫っているのかが明らかになるからである。

多くの女性たちの経験から生まれた「ケアの倫理」は、他者のケアがなければ命が危険に晒されるほどの傷つきやすい存在の、生存のための物理的・精神的ニーズを満たし、その基本的な潜在能力を発展させ、傷つきやすい他者が不必要な苦痛に見舞われることを避け、痛みを緩和し、そのために気遣い、注視するというケア実践のなかから生まれた。非対称的な関係性のなかで、その能力の差から誘発されがちな暴力や支配を避け、危害を避けるためには、この関係性を良好に保つためのどのような社会構造が必要となるのか、あるいはどのような社会変革をなすべきなのか。この問

いに、社会構想としてのケアの倫理の真髄が存在する⁴。

ケアの倫理をめぐっては、フェミニストそれぞれの問題関心の在り処は異なるものの、そこには共通した人間理解が存在する。ここでは、ルース・グローエンハウト (Ruth Groenhout) を参照して、以下四点指摘したい。

第一に、あらゆる人は、感情的・物理的ニーズを他者によって満たされなければならない、さもなければ死にいたるほど傷つきやすい存在である。したがって、ケア実践は、人間世界には不可欠である。この明白な事実が哲学上否定されてきたのは、伝統的な哲学は、環境や他者の影響によって触発される感情や愛情を排した、理性中心主義であり、自らの生をコントロールできる自立的 (independent) 人間を理想としてきたからである。他方、人間にとって、他者からのケアの必要性は、否定できない必然でもある。したがって、哲学者が想定する理想の人間たちは、ケア労働を理想の人間以外の者へと押しつけてきた。いや、ケア労働をさせるために、一部の者を人間外に放擲してきた。「ほとんどの哲学者はケアとケア関係を無視し、それらに言及する者たちも、人間以下のものとして扱う傾向があったとしても、驚くことではない」 (Groenhout 2004: 25)。

第二に、ケア実践は、「他者の福祉 (well-being) を配慮する一般的な感情的態度」だけでなく、^{エンボデイド}具体的な他者、すなわち、「物

4 健全な社会関係を保つために個人はどのような道徳的態度を必要とするのかを問う既存の徳論に対して、ケアの倫理に着目する多くのフェミニスト研究者たちは、ケア関係を良好に保つための社会構造や諸制度に注目する。

理的な資源をもつ、限界ある特定の」者の福祉に対する配慮、実践である (ibid.: 30)。つまり、知的なだけでなく、なによりも人間は、身体的な存在である。人間は、身体的であるゆえに、同じ環境にあっても、それぞれに異なるニーズが満たされなければならない。身体は、絶えず変化し、無力な形で生まれ、老い、衰弱する。ひとが自己の身をもってさまざまな経験をするからこそ、ケア実践と倫理は個別性と文脈を重視する。したがって、個別具体的なひとのケアを中心とする社会は、「多元的で民主的な社会構造」を必要とする。「世界は異なる物理的な観点からは、異なってみえるので、唯一の声がすべての者のために語ることのないように保障する、十分な理由が存在するからだ」(ibid.: 33)。

人間存在の身体性は、第三の条件である限界ある生と相互依存性とに密接につながっている。わたしたちは誰一人として、自己充足的な生、永遠の生、不変の生を望めない。まったくの無力で生まれることは、すべてを他者に依存していることを意味し、「誰もがみな、誰かお母さんのこども」であり (cf. Kittay 1999)、あらゆる存在は、誰かとつながっている。したがって、「極端な、分離された個人主義は、明らかに現実に反している」(Groenhout 2004: 34)。

最後に、以上のことから、人間は社会的な存在である。その意味は、社会のなかでひとは生きるといった外在的な条件であるだけでなく、わたしたち自身が、社会のなかで作られているという、自己内在的な社会性を意味する。ケアの倫理に着目するフェミニストたちが、母子関係に注目す

る一つの意義は、ケアする者とされる者との〈良好な関係〉が、部分的であれ——そして、往々にしてケアする者の予想を裏切る形で——ケアされる者の善き生を営む能力を育むことに目を向けた点である。だが、「人間は関係性のなかにある、と単に注記するだけでは不十分である。ケア理論はまた、人間が社会的に存在するためのいかなる構造が、倫理的な関係性を支える、あるいは支えないかといった分析を必要とする」(ibid.: 36)。したがって、つねにケアの倫理は、人びとの善き生き方に必要なケアが、よりよく満たされるための関係性を築き、維持するための社会構造を構想しなければならない。

すでに多くの指摘がなされているように、安全保障 (security) とケア (care) は、その人間観から、扱う対象、そして世界観にいたるまで相反する理論を生み出してきた。「安全保障という考え方は、[……] わたしたちの不安を前提としている。すなわち、それは、国際関係においては友・敵理論にたち、社会関係においては個人間の関係を敵対的に捉え、また諸個人の主観においては、予見可能な未来に対する人びとの不安や恐怖を掻き立てることによって成立し、維持されてきた支配的な政治観の核心」にある (岡野 2012: 286)。しかし、ケア関係にはらまれる権力関係に敏感で、支配や暴力のない、よりよい関係性を探求する——それは、支配や暴力に晒されやすいからこそその強い要請である——ケアの倫理は、安全保障概念が、武力の脅威や監視によって予めケア (気遣い・不安) を根こそぎにしようとする際の、人間観・世界観に

異議を申し立てしてきたともいえる。

したがって、戦争をめぐる主流の国際関係論・国際政治論が「国家を一元的な行為者と捉え、国家の国際的行動を検討する際、国内に問題を抱えていないと想定」しがちであるのに対して (Tickner 1992: 56, 2005: 67)、戦時、あるいは戦争に備える国家体制内で、誰が実際に傷ついているのか／傷つきやすいのかに注目するケアの倫理を中心に論じてきたフェミニスト理論家たちは、戦争をめぐる、主に以下の三つのテーマに取り組んできた。

第一に、傷つきやすい者たち、じっさいに傷ついた者たちへのケアの重要性を説き、実際の紛争被害者、被害の様態、紛争解決後のトラウマへの注視を提唱してきた (土佐 2000)。第二に、ひとはつねに傷つきやすく、力の非対称性や異なるニーズはつねに軋轢のなかにあり、したがって当事者間での暴力を誘発しやすく、だからこそ暴力に訴えない倫理が必要であると訴えてきた。非暴力への訴えは、あらゆる暴力を遠ざけようとするいわゆる平和主義 (pacifism) ではなく、むしろ潜在的な暴力が顕在化することを回避しようとする、反暴力といってよい積極的な運動だともいえよう (Ruddick 1999)。第三に、ケアの倫理に示される人間観は、多くの論者が指摘するのとは異なり、ひとをつねにすでに関

係性のなかにある存在として捉え、社会的つながりを重視することによって、国境を越えたケアへと開かれていると論じてきた。そのことは逆に、国際関係を論じているとされる安全保障概念が、いかに偏狭な国家中心主義であるかを批判することにも繋がっている (Held 2005; Robinson 2011; Young 2011)。

Ⅲ. ケアの倫理は、いかに戦争と対峙してきたのか

前章では、戦争をめぐるフェミニストたちの三つの議論に簡単に触れたが、本章では、第三の議論である国家中心主義批判を概観し、その後、反暴力の実践でもあるケア実践が、戦争についてどのような知見を生んだのかという第二の議論について、さらに詳細に論じる。両者の議論は、既存の安全保障概念がなにを不可視化させてきたかを、より直截的にいえば、安全保障概念は、わたしたちの目から〈戦争〉という現実を隠してきたことが明らかにされるであろう。

では、親密な関係にこそ相応しいと考えられてきたケアの倫理を、国際問題を直視し、解決に導くための規範となる、と論じる議論を概観してみよう⁵。たとえば、先のブースの主張を再論したかのような副題をもつ『ケアの倫理——個人的、政治的、グ

5 本稿では詳細にできないが、82年にケアの倫理のフェミニズム展開の嚆矢となったキャロル・ギリガン (Carol Gilligan) の『もうひとつの声』について、すでに80年代、フェミニスト平和研究の第一人者であるベディ・リアドン (Betty A. Reardon) は、ギリガンが提示した男女間における道徳的な意思決定の違いに着目して、つぎのように評価している。「彼女の著作のもっとも重要な結論は、女性らしい考え方が、相互依存の世界における安全保障、正義、平等をめぐる主要な地球大の危機をめぐる建設的な取り組みに貢献する可能性を示していることである」(Reardon 1985: 87)。

ローバル』を執筆した倫理学者、ヘルドは、一見すると非常に閉鎖的で、現状追認に陥りかねないケア関係こそが、国境を越えて、傷つきやすい者たちが実際に危害を加えられない構想へと開かれていると説く。つまり、ケアの倫理は、決して自発的とはいえない、構造上結ばされる、非対称的なケア——たとえば、新たな国際労働分業体制 (NIDL) ゆえに、いまやグローバル大に広がる——関係に敏感であったため、社会構造のゆえに、不当な傷つきやすさや実際の暴力に晒される者たちへの配慮を、国境を越えて呼びかける際の、規範となりうる (Held 2006: 156)。それは、見知らぬ、想像さえしない状況にある人だけでなく、実は目の前でケアを必要としているひとも、現在の国際・国内政治は見殺しにしている状態に、いかに応えるかといった責任をもわたしたちに突きつけるであろう (Young 2011: 153-10 = 2014: 231-260)。

ではなぜ、ケアの倫理が国家の枠組みを超え得るのだろうか。ヘルドは、ケアの倫理がもつ、相互依存関係への注視と、そのことがもたらす文脈依存的なニーズの対応に注目する。

第一章で確認したように、安全保障研究は現在、現実の国家観の力関係を重視する、(ネオ)リアリストたちが主流である。そうした立場からは、国益を追求することに対して道徳的な制約をかける、国際的な秩序を確立しうると考える規範理論は、〈的的外れ〉だとされてきた (Held: 2006: 154)。しかしながら、ヘルドにとって、安全保障の主体を国家に限定しがちなリアリストというまでもなく、国際関係をアナー

キー状態だとするリアリストを批判し、国家には普遍的な道德規範が課せられるべきだと説く、近年のグローバル正義論などの規範理論もまた、国際関係の規範としては不十分である。以下、正義論はなぜ、国際規範として不十分なのかをめぐるヘルドの議論を、第二章で言及したグローエンハウトによるケアの倫理の特徴と呼びさせつつ、三つの観点からみてみたい。

ヘルドは90年代すでに、本章で次に触れるルディクを引用しながら、ケアの倫理が倫理たる最大の所以である、〈他者を傷つけないこと〉、すなわち非暴力という命題の重要性を、戦争との関連で次のように論じていた。非暴力とはいえ、それは力に訴えないことでも、服従することでもない。そうではなく、「それは、侵入を防いだり、服従を拒絶したりする場合のように、力に訴えうるし、物理的力を使用することもある。特徴的なのは、規範化された非暴力にコミットするものたちは、その敵を傷つけることを拒否するというのである」(Held 1993: 156)。こうした非暴力という強い規範は、「極端な、分離された個人主義」を批判するケアの倫理から直接引き出されてくるものである (Groenhout 2004: 34)。いかにそれが、〈強い〉規範かは、現在、ネオ・リベラリズムに対抗する規範理論として活発に議論されている、グローバルな正義論と対比してみると、より一層際立つ。ヘルドも指摘するように、グローバルな正義論は、正戦論とともに展開してきた——正しく始められ、行なわれた戦争であれば、容認する——議論だからだ。

グローバルな正義論が依拠する人間観

は、ケアの倫理が批判する、規範的な（国家中心的な）正義論と同じくしている。すなわち、「自由で、平等で、自律的な個人を想定し、そうした人格であればすべて、一定の不偏的で、抽象的で、普遍的な正義の原理に同意するであろう」と考えられている（Held 2006: 156）。こうした人間観は、国家間の関係にも援用されている。すなわち、社会契約論が諸個人の同意による法的国家の成立を正当化したように、国家はそれぞれ、別個の利害をもち、国家内には深刻な利害の対立がなく、自らの利益の最大化を追求することが合理的な判断であり、国家間で利害が衝突する場合は、不偏的観点から同意しうる普遍的な制約の下で行為すると想定されている。だが、ケアの倫理は、自他の利害は、そのように分割することはできないし、ケア関係においては、当事者間の利害が対立する際には、むしろ双方の利益を同時に、配慮せざるを得ない。たとえば、ケアする者の資源がケアされる者のニーズ充足と厳しく対立する際、両者——とりわけ、ケアをする者——がまず考えるべきことは、そのような状況のなかでさえ、いかに一方を不必要に傷つけないか、そしてなによりも、両者の生存を第一に考えることである。こうした態度は、確かに母子関係に典型的にみられる態度であるが、より不平等な状況のなかでさまざまな利害が複雑に絡み合う国際関係にこそ、より繊細に絡み合った利害関係を読み解きながら、多様で多数の利害をともに勘案する態度が必要とされる（*ibid.*: 157）。

そもそも、自らの利害を自ら判断し、その利益を最大化することにおいて各人は平

等だと前提とする正義論は、国内においても、傷つきやすい者たちのニーズ充足について不十分な役割しか果たさないし、実際には力の格差があまりに拡大した国際関係においては、その格差を維持し、正当化し、拡大化し、最終的には敵の殲滅さえ許容する理論に他ならない。

第二に、相互依存する存在といった人間観は、依存関係を作り出す個々の状況や環境に敏感である。「世界は異なる物理的な観点からは、異なってみえるので、唯一の声がすべての者のために語ることはないように保障する」ことを求めるケアの倫理は（Groenhout 2004: 33）、「個別性への注視、文脈をしっかりと受け止めること、物語的な理解力、道徳的な熟慮におけるコミュニケーションと対話を提唱し、勧告が一般的で抽象的になればなるほど、現実の指針には不相应になるのでは、という疑念」を、国際関係にも向ける（Held 2006: 157-8）。むしろ、国内以上に、相互理解の困難が想定される、あるいは互いに置かれた状況の把握さえ困難な国際関係においては、別個独特のニーズを抱える個人への注視はより一層重要になろう。

第三に、しかしながら、すでに90年代ヘルド自身が予想していたように、「非暴力への障害を克服するプロセスは容易ではないであろう」し（Held 1993: 156）、冷戦以降の30年を振り返ればむしろ、戦争や紛争は激化しているともいえる。ヘルドによれば、その理由の一つに既存の正義論を強く規定する、公私二元論が存在している。この公私二元論は、ケア労働に携わる者たちを、非人間化してきた認識枠組みに他なら

ず、そして〈個人的なことは、政治的である〉と訴えてきたフェミニズムが格闘してきた、政治学や法学などの社会科学を現在でも強く拘束している。そして、具体的にみれば、本来自由主義体制であれば、最も深刻な権利侵害だとして裁かれるはずの、女性に対する暴力を許してきた要因の一つである(岡野 2016)。実際、1998年のローマ規定まで、戦時における女性に対する暴力は、戦争犯罪として扱われてこなかった。国内政治の根幹を支えてもいる公私二元論は、国際社会のなかでも再生産され、女性に対する暴力は、「不幸な文化的慣習」として、国家や国際社会が責任をもって対処する問題であるとすら考えられてこなかったのだ(Held 2006: 165)。すなわち、ヘルドによれば、あたかも自己充足し、自立し、別個の国益を追求する国家が、契約を結び、同じルールを尊重することで互いに生じる軋轢を軽減することで安全を保っているとする考え方の根には、今なおわたしたちを拘束し、おそらく日常生活にまで深く浸透している公私二元論が存在している。この公私二元論が、わたしたちから、戦争を避ける道も、そして、戦争がもたらす甚大な被害、なにより戦争が守っているとされる市民たちの多くが、むしろ戦争によって被害にあっていることをもみえなくしている。

ヘルドによれば、ケアの倫理がもつ、国際的な問題への含意が真剣に論じられてこなかった、あるいは、安全保障論としては

まったく聴く耳をもたれなかったのは、ケア実践に対する蔑視、ケアに携わっている者たちの公的領域からの排除、そのことによって、多くの女性たちが被ってきた暴力・危害が、それとして認められてこなかったからである。したがって、女性たちが暴力や平和について考える場合、多くの女性たちにとって、「家庭での暴力を終わらせることが、国際的な平和への脅威を終わらせることよりも、重要であり、喫緊の課題」にならざるを得ない(Held 1993: 145)。家庭内の暴力を訴えることは、女性たちにとっては公私二元論への挑戦であったが、他方で、既存の安全保障論にとってみれば、〈女性的な〉声をさらに、耳を傾ける価値のない、現実を知らない、劣ったものとして軽視する理由となったであろう。

だが、母親業の実践から生まれたケアの倫理は、国際平和や戦争の現実を直視してこなかったのだろうか。ここでは、母的思考と平和について論じた古典ともいえる、ルディクの議論を以下にみてみたい。

1985年に公刊されたルディクの『母的思考——平和の政治に向けて』は、その出版直後から、女性を母親に一般化している、女性をあたかも生まれながらに平和な存在として描こうとしているという“本質主義”批判を受けてきた⁶。しかし、彼女が目にしたのは、傷つきやすい、一方的に依存する存在と向き合う母親業という実践、そこから生まれる思考とはどのようなものか

6 ケアの倫理に対する本質主義批判については、2018年10月13日に関西大学にて開催された政治学会研究大会において、「安全保障とジェンダー」セッションに対するコメントをしていただいた佐藤文香さんのご指摘から示唆を受けました。ここで論じられるルディクの83年論文に対しても、佐藤さんからご教示いただきました。重ねて御礼申し上げます。

であり、女性の傾向性や本性を問おうとしたのではなかった。

ルディクによれば、母親業を担う者たちは、実際には強い暴力への誘因のなかで、それでもなお自分より弱い存在に対して暴力を行使しないよう、強い倫理と実践的な思考を鍛えなければならない。彼女がその著書で一貫して訴えたのは、戦争や暴力に加担しない平和の象徴として母親を神聖視することに対する批判であり、ケアとはむしろ軋轢や葛藤を抱えつつ行なわれるということであった (Ruddick 1985)。また、たとえ家庭内では自らの子どもたちの平穩のために非暴力を貫く母親であっても、家庭外の他者にむけて敵意や恐怖を掻き立ててきた歴史的な事実も忘れてはならない (ibid.: 176-7)。では、ルディクの提唱する母的思考——「保護する愛」⁷——は、戦争といかに対峙するのだろうか。

この問いに応えるために、「平和という目的を達成するために、平和を求める女性たちを兵士にするべきか」と問うた、83年の論考に注目してみたい。

すでに論じてきたように、ケア実践から獲得された知の一つであるケアの倫理は、具体的な個人の脆弱性に配慮し、なによりも、人が被るであろう危害を軽減し、人を傷つけない、傷ついた人がいれば第一にケアすることを要請する。したがって、究極的には敵の死を正当化する軍事的な実践やその実践を支える思考とは相反する (ibid.:

148)。特に、非対称的な、そして刻々と変化する存在とのケア関係のなかで実践され、試行錯誤のなかで紡がれてきた知は、世界を含めた他者をコントロールできないこと、自らの意志の貫徹は決して他者の善へとはつながらないこと、そして、未来は予測不可能であるという「謙虚さ (humility)」に基づいた知と態度を涵養する (Ruddick 1983: 480-1)。他方で、母親たちが兵士を称え慰め、その死や傷を嘆き悼み、そうした行為によって好戦的な社会に貢献してきたことも事実である。この「とりわけ女性らしい軍事主義」は (ibid.: 481)、女性が軍隊からも権力からも排除されてきた、その社会的地位が生み出した軍事主義の一形態である。

では、そうした状況におかれた母親たちが軍隊に参加して、権力にアクセスし、戦場で闘う権利を行使し、一級市民の仲間入りをすれば、母的な平和主義は、軍隊をより平和な組織へと変えることができるのだろうか。さらにいえば、母的思考は、軍隊で醸成される抽象的思考、すなわち、〈敵〉から個々の顔を奪うことで、憎悪を掻き立て、自らの意志の貫徹は必ずや他者——この場合は味方・自国の市民たち——の善につながることを過信し、自らの行為の結果もまた予測できると自負する態度を変化させることができるのであろうか。

ルディクによれば、反軍事主義者のなかには、平和主義者が徴兵されれば、軍隊の

7 母親業を実践するなかで要請され、身につくよう訓練される〈保護する愛 (preservative love)〉は、〈謙虚さ〉を求める。「母は、自らの意志に限界があることを尊重し、独立した、コントロール不可能な、そして、彼女が保護しようとしている存在がだんだんと別個の者となっていくことを尊重する」(Ruddick 1985: 72)。

闘い方が、敵の殲滅から、対立者と和解する形へと変わるだろうという希望をもつ者がいる (ibid.: 477)。だが、ケアの倫理が、日常生活のなかで涵養される知の一形態である——したがって、すべての女性がケアの倫理を身につけているわけでもないし、男性でもケアの倫理を学ぶことは可能である。しかも、暴力的な女性が存在することはいうまでもない——かぎり、母的思考を備えた女性たちが、軍隊において活躍できる可能性は極めて少ない。なぜなら、軍事的な知と実践もまた、訓練によって身につけられるものに他ならないからだ。なにより、強力な軍事組織のなかのミソジニーと男らしさへの信仰は、「訓練を通じて」女性にも教え込まれる (ibid.: 486-7)。ルディクが鋭く問うのは、なぜこのような経験上知られたことに、多くの平和主義者が気づかないのか、という点である。

ケアの倫理は、女性たちが経験のなかで培ってきた——が、ルディクによれば、そこに言葉は与えられてこなかったし、知性的な実践とも考えられてこなかった——、具体的な実践から人びとが学ぶ倫理である。したがって、平和を好む女性や男性が軍隊に増えれば、軍隊も変化するはずといったナイーブな信仰は、否定されるべきである。軍隊に参加する人が増えれば、軍事的な思考や態度がより広く社会に浸透するだけである。そもそも、軍隊を平和的な

ものへと変化させようとするいかなる試みも、世界から戦争はなくならず、したがって軍隊は不可避であるという前提に基づいている (ibid.: 477)。いかに多くの平和な女性たちが兵士となっても、戦争をなくすという展望は拓かれまいだろう。

ルディクのこうした問題提起は、ケアの倫理に公的な知の可能性をみようとするもの、つまり、厳格な公私二元論を揺るがそうとするものである。たしかに、ケアの倫理は、公的領域から排除された私的領域から生まれてきた。しかし、わたしたちが戦争をめぐる取り組みべきは、軋轢と葛藤を暴力によることなく解決しようとする母的思考を政治諸制度へと結びつける方途の探求であるとルディクは主張するのだ。

ルディクによれば、合衆国のような好戦的な国家そのものが変化しないかぎり、その国がしかける戦争に、平和を愛する女性がいくら送られたところで、戦争の性質を変えることなどない。公私二元論が貫かれた大きな社会構造のなかの制度の一つである軍隊の性質を、軍隊内のみで変化させることなど不可能であり、そうした期待は、あまりに「ばかげた」発想であるとまで、ルディクは批判する (ibid.: 487)⁸。そして、ルディクは問う。平和活動を通じて、女性たちは(権)力を手にすることができるのではないか、平和に向けた活動のなかで、女性と男性の平等がより具体的に実現できる

8 ベトナム戦争をみても、反戦運動は軍隊の外から、兵役拒否者たちや負傷兵たちが世論に訴えていた。また、たとえ多くの兵士たちが厭戦意識をもっていたとしても、すでにハイテク化した軍隊は、多くの兵士を地上戦に送り込み犠牲にするより、自国の犠牲がより少なくて済むよう、遠隔地から攻撃できるような戦略をとるであろう。そうであるかぎり、ルディクは平和のための徴兵制を支持する者たちに反して、徴兵制の復活が、核戦争を誘発すると警鐘をならしている (Ruddick 1983: 486)。

のではないかと (ibid.: 488)。

ルディクにとって、母的思考を分節化することは、公私二元論というわたしたちの認識を縛る制約から解放され、それがもつ政治的な可能性を追求すると同時に、戦争を許してきた好戦的な国家を批判し、他者を不必要に傷つける戦争に代わる、新しい紛争解決の道を模索することであった。

IV. 結語——公私二元論の克服にむけた安全保障論にむけて

ヘルド、そしてヘルドに影響を与えたルディクを通じて、ケアの倫理に依拠するフェミニストたちの安全保障をめぐる議論は、安全保障論がもっとも軽視する、いや正確に言えば、その世界観には存在しない、私的領域におけるケア関係から戦争に抗する実践や思考を鍛えようとしてきたことが分かる。したがって、ウィベンがすでに分析したように、その両者が歩み寄ることは不可能に近いようにみえる。しかし他方で、国内外での女性たちの運動により、家庭内での女性に対する暴力と紛争時における女性に対する暴力との共通項——女性の存在やその活動の価値を貶める公私二元論——を探ることで、たとえばローマ規定に象徴されるような新たな前進があったこともまた事実である。

ケアの倫理は、誰の安全がなによりも保障されるべきなのかという、ある意味で素朴な——そして、おそらくだからこそ、今なお、フェミニストたちが論じる「安全保障」は、既存の安全保障研究からは無視される——、しかし根源的な問いかけを、安全保障研究に提起してきた。批判的安全保

障研究とともにケアの倫理は、「安全保障を構成しているものに関する理解は、既存の支配的な規範とイデオロギーによって構築されている一方で、そうした理解は、ひとびとの日々の福祉に現実的な効果を及ぼしている」という点に注目する (Robinson 2011: 44)。わたしたちの社会の基盤、あるいは人としての生存可能性は、いかなるわたしたちの営みから生まれてくるのか。こうした問いは、既存の安全保障研究によって見えなくされてきた、あるいは少なくとも、国家存立の根源に武力による安全を位置づけることで、有事においては無視してもよいものとされてきた。そうした安全保障観・戦争観がいまなお、わたしたちの国家観・政治観を支えているかぎり、ケアという営みと、そこから生まれる関係性の公的・政治的な価値は、貶められ続けるだろう。

実際、ヘルドが提唱する以下の、簡潔でありながら、わたしたちの経験に訴える主張は、安全保障研究において、まったく応じられてこなかった。21世紀にはいり、日々飢餓で死ぬ子どもたちの数が増加している現実が、なぜ人類にとっての安全保障上の危機だとは認識されないことがないのであろうか。この問いは、安全保障研究を、専門領域に留めておくのではなく、現在の国際社会を構成するわたしたち一人ひとりの認識枠組みが問われる場として開いていくことを要請している。

ケアしあう社会 (a caring society) においては、すべての子どものニーズに注意を向けることが、主要目的となるだ

ろう。そして、そのようにすることは、
共同体の構成員たちが本当に必要とする、
経済的で、教育的な支援と、子ども

の養育支援や医療支援などを提供する
社会構成を要請することになるだろう
(Held 2006: 136. 強調は引用者)。

参考文献

- Booth, Ken, 1991, "Security and Emancipation", *Review of International Relations*, 14(4): pp. 313-26.
- . 1997, "Security and Self: Reflections of a Fallen Realist" in Keith, Krause and Michael C. Williams, eds., *Critical Security Studies: Concepts and Cases*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Buzan, Barry and Hansen, Lene, 2009, *The Evolution of International Security Studies*, Cambridge: Cambridge University Press.
- C.A.S.E Collective, 2006, "Critical Approaches to Security Study in Europe: A Networked Manifesto", *Security Dialogue*, 37(4): pp. 443-87.
- Cohn, Carol, 1987, "Sex and Death in the Rational World of Defense Intellectuals", *Signs*, 12(4): pp. 687-718.
- Elshtain, Jean B., 2008 *The Jane Adams Reader*; NY: Basic Books.
- Enloe, Cynthia, 1983, *Does Khaki Become You? The Militarization of Women's Lives*, London: Plute Press.
- Gilligan, Carol, 1982, "In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Cambridge: Harvard University Press. (岩男寿美子, 1986, 『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店).
- Groenhout, Ruth, 2004, *Connected Lives: Human Nature and an Ethics of Care*, NY: Rowman & Littlefield.
- Krause, Keith and Williams, Michael, eds., 1997, *Critical Security Studies: Concepts and Cases*, London: UCL Press.
- . 1997, "From Strategy to Security: Foundations of Critical Security Studies," in Keith, Krause and Michael C. Williams, eds., *Critical Security Studies: Concepts and Cases*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Hamington, Maurice, 2004, *Embodied Care: Jane Addams, Maurice Merleau-Ponty, and Feminist Ethics*, Chicago: University of Illinois Press.
- Held, Virginia, 2006, *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global*, Oxford: Oxford University Press.
- . 1993, *Feminist Morality: Transforming Culture, Society, and Politics*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Kittay, Eva, 1999, *Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency*, NY: Routledge. (牟田和恵・岡野八代監訳, 2010, 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社).
- 岡野八代, 2012, 『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房.
- . 2015, 『戦争に抗する——ケアの倫理と平和の構想』岩波書店.
- . 2016, 「関係性アプローチと法理論——ジェンダー平等と暴力の観点から」『法社会学』82: pp. 22-39.
- Peoples, Columba, 2010, "Security after Emancipation? Critical Theory, Violence and Resistance," *Review of International Studies*, 37(3): pp. 1113-5.
- Peoples, Columba and Vaughan-Williams, Nick eds., 2015, *Critical Security Studies: An Introduction 2nd edition*, London and NY: Routledge.
- Reardon, Betty, 1985, *Sexism and the War System*, NY: Syracuse University Press.

- Robinson, Fiona, 1999, *Globalizing Care: Ethics, Feminist Theory, and International Relations*, Oxford: Westview Press.
- . 2011, *The Ethics of Care: A Feminist Approach to Human Security*, Philadelphia: Temple University Press.
- Ruddick, Sara, 1989, *Maternal Thinking: Toward a Politics of Peace*, Boston: Beacon Press.
- . 1983, "Pacifying the Forces: Drafting Women in the Interests of Peace", *Sings: Journal of Women in Culture and Society*, 8(3): pp. 471-89.
- 高村宏子, 1999, 「第一次世界大戦とジェンダーに関する一考察——ジェーン・アダムズを中心として」『東洋女子短期大学紀要』 31: pp. 99-117.
- Tickner J. Ann, 1992, *Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security*, NY: Columbia University Press. (進藤久美子・進藤栄一訳. 2005, 『国際関係論とジェンダー——安全保障のフェミニズムの見方』岩波書店).
- . 2004, "Feminist Responses to International Security Studies", *Peace Review*, 16(1): pp. 43-8.
- 土佐弘之, 2000, 『グローバル／ジェンダー・ポリティクス——国際関係論とフェミニズム』世界思想社.
- Tronto, Joan, 2005, *Caring Democracy: Markets, Equality and Justice*, New York: NYU Press.
- Truong, T.D., Wieringa, S. & Chhachhi, A., 2006, *Engendering Human Security: Feminist Perspectives*, Chicago: Zed Books.
- Wibben, Annick T.R., 2011, *Feminist Security Studies: A Narrative Approach*, NY: Routledge.
- Young, Iris, 2011, *Responsibility for Justice*, Oxford: Oxford University Press. (岡野八代・池田直子訳, 2014, 『正義への責任』岩波書店).

(掲載決定日：2019年6月3日)

Abstract

Critical Security Studies and Care: Can Feminist Theory Speak about “National Security”?

Yayo Okano

This paper explores how care ethics have argued national security. Care ethics is one of feminist approaches, which focuses on the relationship among interdependent and embodied individuals by criticizing the visions of individuals, society and the world, which the mainstream theories such as that of justice assume.

Critical Security Studies (CSS), influenced by critical theory and post-structuralism in the latter half of 20th century, have some affinities with feminist theory from their beginning. It is no exaggeration to say that feminist theory is among core branches of CSS.

The purpose of the paper is to indicate the possibility and importance of feminist national security theory by articulating the affinities between CSS and feminist theory as well as by arguing how feminists of care ethics have confronted wars.

Keywords

Feminism, Care ethics, National security, Critical Security Studies, Interdependent individuals.